

福岡みらい病院 訪問看護ステーション 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人相生会が開設する福岡みらい病院 訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う訪問看護の事業(以下「事業」という)は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活活動の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援する。
- 2 ステーションの看護師等は、本人・家族の気持ちを尊重し、生活の場に合った懇切で丁寧な看護サービスを提供する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 福岡みらい病院 訪問看護ステーション
- 2 所在地 福岡市東区香椎照葉3丁目5-1
- 3 電話番号 092-662-3770

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 看護師等
看護師 2.5名以上 (常勤職員)
リハビリスタッフ 2名以上 (常勤職員)
事務員 1名以上 (常勤職員)

必要に応じて、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を置く。

看護師等(准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。
看護師等(保健師、看護師、准看護師)は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(リハビリスタッフの訪問は祝日、12月30日から1月3日を除く)
営業日以外でも計画的な訪問看護への対応は可。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
営業時間以外でも計画的な訪問看護への対応は可。
- 3 訪問看護サービス対応日
月曜日から金曜日までとする
(リハビリスタッフの訪問は祝日、12月30日から1月3日を除く)
サービス対応日以外の計画的な訪問看護への対応可。
- 4 訪問看護サービス対応時間
月曜日から金曜日 : 午前8時30分から午後5時30分
サービス対応時間以外の計画的な訪問看護への対応可。
- 5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要時緊急時訪問を行う。

(指定訪問看護及び指定予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときには、その1割または2割または3割の額とする。
なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - ① 事業所の実施地域 無料
 - ② 事業所の実施地域以外 200円
- 3 介護保険給付外対象サービスとして、次の額を徴収する。
 - ① サービス提供時間が2時間を超える場合 30分毎 4,000円
 - ② 死後の処置量 10,000円
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福岡市(東区、博多区)、古賀市、糟屋郡(新宮町、久山町、粕屋町)の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状が急変したり、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(研修の機会の確保)

第10条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るため、また利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為研修の機会を設け、業務体制を整備する
認知症看護に関わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる

(事故発生時の対応)

- 第11条 ステーションは、利用者に対し訪問看護及び介護予防訪問看護を提供中に発生した事故について、以下のように定める。
- 1 看護師等は、利用者に対し訪問看護及び介護予防訪問看護を提供中に事故が発生した場合には、速やかに主治医へ連絡するとともに、緊急性が高い場合には、消防署に通報(119番)し、救急車の派遣を依頼する。
 - 2 ステーションは、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
 - 3 ステーションは、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
 - 4 ステーションは、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 5 ステーションは、記録を整備し、その完結の日から最低5年間保存する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 ステーションは従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 2 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止等)

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を定める。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 虐待防止等の措置を適切に実施するための担当者を置く。

(従業員の守秘義務)

第14条 ステーションは、利用者又はその家族の個人情報保護するため、次のとおり定める。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人相生会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成30年1月1日から施行する。